

2019年度 事業実施方針

I メインテーマ（全国共通）

「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」

〈健康寿命〉

- 健康寿命を伸ばし、自立した生活、生きがいある生活の実現を目指す。
- 仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組む。

〈地域づくり〉

- 他世代や関係団体と連携し、安全・安心の住みよい地域づくりを目指す。
- 元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを広げる。

II 老人クラブ大会宣言事項の実践（全国共通）

平均寿命の延伸によって、「人生100年時代」の到来が予測されるようになりました。一方で増加する高齢者を支える社会保障制度の持続可能性が問われています。

このような社会情勢のなかで、老人クラブの健康づくりや友愛活動をはじめ、官民が一体で取り組んでいる新地域支援事業への参画は一層重要性を増しています。

特に見守り支援の友愛活動では、女性会員を中心に取り組んできた特殊詐欺被害の防止活動が、消費者庁はじめ関係各方面から高い評価をいただくまでになりました。

私たちはこれからも社会の一員として、子供や障がい者、高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざして活動の輪を広げてまいります。

次の事項の実践を誓い、ここに宣言します。

平成30年 第47回全国老人クラブ大会 宣言事項

平成30年12月5日

- 1、老人クラブ「100万人会員増強運動」をすすめます[※]
- 2、「友愛活動」の充実と「新地域支援事業」を支援します
- 3、高齢者の尊厳が守られる諸制度、地域共生社会の実現をめざします

※平成30年度をもって運動期間は終了したが、引き続き会員増強は推進する。

III 基本方針（県老連）

2019年度は、高齢者の自主組織として、健康寿命の延伸及び相互扶助の観点から同世代の見守りや支え合い活動を通じて、地域社会の中で期待される役割を担うとともに、全老連が提唱する運動を踏まえながら、高齢者が楽しく参加できる魅力ある老人クラブ活動を展開していく。併せて、これらの活動をとおして地域共生社会の実現に資することとする。

1 健康づくり・介護予防活動の推進

高齢者の健康保持、介護予防を進め、高齢者が健全で安らかな生活を保持できるように努めるとともに、健康づくり推進の中核となるリーダーの養成に努める。

2 高齢者・地域支え合い事業の推進

高齢者のネットワークを生かし、訪問活動を通じた孤立防止や閉じこもりがちな高齢者を対象とした友愛活動をはじめ、地域や高齢者の暮らしを支える取り組みを進める。

また、こども見守り活動を推進するとともに、防災や防犯のまちづくりに取り組む。

3 組織活動の強化に向けた取り組みの推進

老人クラブ活動の活性化を図るためには、市町村老連及び単位クラブの活動・組織の充実強化が必要であり、若手会員及び女性会員の参画を促進するとともに、会員の加入を促進し、老人クラブの活性化を図る。

4 全国共通目標の推進

全老連が提唱する全国共通目標を積極的に推進する。

5 制度・政策、高齢者に係る課題等の学習・実践

老人クラブ活動の意義の周知に努めるとともに、社会保障制度の学習と提言、提案活動を行うなど、積極的な社会参加に努める。

6 会員の安全対策と連帯意識の高揚等

老人クラブ活動中の事故や会員の日常生活上の事故に備えた「老人クラブ保険」の組織的普及と会員の連帯意識を高め仲間のしるしである会員章の普及を通して、活動強化を図る。

IV 具体的方針（県老連）

公益目的事業

1 健康づくり・介護予防活動の推進

(1) 健康づくり・介護予防活動の組織的な取り組みの展開

健康推進委員会を中心として、健康づくり・介護予防活動の組織的な取り組みを進める。

- ① 三大スポーツ大会（ゲートボール・グラウンドゴルフ・ペタンク）の実施
- ② シニアスポーツ・レクリエーション活動の普及
- ③ 「健康ウォーキング」活動の普及・推進
- ④ いきいきクラブ体操・高齢者向け体力測定の普及・推進
- ⑤ 市町村老連が行う「健康づくり事業」の支援
- ⑥ 健康づくり推進員等のリーダー養成
 - ・「体力測定講習会」の実施
 - ・全老連主催の研修会等への会員の派遣
- ⑦ 健康づくり関係団体との連携
- ⑧ 全国健康福祉祭わかやま大会及び福岡県ねんりんスポーツ・文化祭への参加

(2) 全国「健康をすすめる運動」の実践

- ①「健康をすすめる運動推進研修会」等を通じた健康づくりの輪の拡大

2 高齢者・地域支え合い事業の推進

(1) 在宅福祉を支える友愛活動の推進

- ①「高齢者ネットワーク推進事業（愛の一声・友愛訪問事業）」の推進
②「高齢者相互支援リーダー研修会」の実施
③ 全老連主催の研修会等への会員の派遣

(2) 地域支え合い事業の推進

- ① こども見守り、防犯・防災、交通安全、災害等緊急時の対応等
・こどもの安全を守るため、登下校時などの見守り活動の推進
・地域や高齢者の暮らしを守るため、防犯をはじめ各種安全対策、交通安全活動の推進
・災害時における支援活動のあり方等の検討
- ② 消費者被害・特殊詐欺対策の強化
・地域のネットワークや研修会を通じて、高齢者を狙う悪質業者等による消費者被害・特殊詐欺被害の未然防止を図る。
- ③ 全国一斉「社会奉仕の日」～花のあるまち、ゴミのないまち～への取り組みと通年活動の計画的な推進

(3) 地域関係機関との連携

- ① 地域包括支援センターなど地域の関係機関との連携による高齢者の支援
② 行政・警察、学校・PTA、自治会、社会福祉協議会、民生委員等地域団体との連携による情報の共有及び各種制度の学習機会の拡大

(4) 新地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の推進

市町村が実施する新地域支援事業の趣旨を踏まえ、老人クラブが行う事業（活動）が、高齢者の介護予防や生活支援に資することへの理解と周知に努め、行政・関係機関と連携、協力して事業への参画を推進する。

3 組織活動の強化に向けた取り組みの推進

(1) 会員増強の一層の推進

福岡県老人クラブ3万人会員増強運動期間は終了するが、引き続き会員増強に努める。

- ① 一般高齢者への呼びかけの推進
・会員一人ひとりによる友人・知人をはじめ未加入者に対する加入の呼びかけ
・老人クラブ活動への参加呼びかけ、体験参加
・老人クラブ活動の魅力の発信、地域活動への参画及び老人クラブ活動の意義・メリットの周知
- ② 女性部が主導して会員全員で取り組む活動方針の周知徹底と実践の拡大
③ 解散（休会、休眠）クラブ防止と支援体制の充実・強化
④ 自治会等地域組織との連携強化、他の組織・機関と連携した活動の輪の拡大

(2) 老人クラブリーダーの育成

- ①「会長研修会」「事務局長研修会」など系統的な研修事業を通じたリーダーの育成
② 全国老人クラブ大会や九州ブロックリーダー研修会及び全老連主催の研修会等への会員の派遣
③ 各種リーダー養成研修会への若手会員の参加機会の拡大等を通じた、リーダーの新陳

代謝の促進

(3) 若手、女性会員の登用の促進

- ① 若手会員や女性会員の役員への登用の拡大
 - ・若手リーダーの養成、若手委員会の立ち上げの取り組み
 - ・女性委員会を中心に、市町村老連の女性組織の活性化と女性役員の拡大
- ② 「女性リーダー研修会」の実施
- ③ 全国的な研修会等への若手、女性会員の参加の拡大

(4) 表彰

- ① 県老連会長表彰、全老連会長表彰等による老人クラブ活動への貢献に対する顕彰及び意欲の喚起
- ② 会員増強に係る県老連会長表彰の実施

(5) 市町村老連との連携・情報の共有

- ① 事務処理体制の整備
 - ・県老連事務局と市町村老連事務局との連携の強化・情報伝達の効率化
 - ・ホームページの活用など新しい時代に対応した事務処理の推進
- ② 各種研修会や会議を通じた県老連と市町村老連の情報の共有及び老連間の意思の疎通・連携の強化

(6) 広報活動の推進

- ① 県老連機関紙「福老連」の配布、研修会などを通じた情報の提供
- ② 関係機関に対する情報の提供による老人クラブ活動に対する理解の促進
- ③ 分かりやすい紙面づくりやパソコンによる初歩的な「広報紙づくり研修会」を開催し、老人クラブの広報担当者の資質向上を図り、老人クラブ活動の魅力の発信に努める。
- ④ ホームページに多様な情報を掲載し、広報活動の強化及び市町村老連との情報の共有を図る。

(7) 全老連や九州ブロック連絡協議会が開催する各種会議に出席する等、高齢者や老人クラブ活動・運営に係る情報収集及び連携を図る。

4 全国共通目標の推進

(1) 全老連・全国運動の県内における展開

① 会員増強への取り組み

全国 100 万人会員増強運動期間終了後の取り組みについて、全老連は「本年度は、運動の総括を行うとともに、老人クラブの意義や有効性への理解を深め、健康づくり・介護予防活動や友愛活動など具体の活動をとおして会員増強の取り組みを推進する。」としており、本県老連としても全国的な取り組みとして、引き続き「会員増強」を推進する。

② 全国三大運動「健康・友愛・奉仕活動」の推進

ア 健康活動（健康づくり・介護予防活動）

- ・健康を保持・増進するフレイル（虚弱）予防活動の推進
運動、栄養、社会参加を柱とした学習と実践
- ・「いきいきクラブ体操」「高齢者向け体力測定」「健康ウォーキング」の推進

イ 友愛活動（高齢者が相互に支え合う活動）

- ・友愛活動を基盤とした幅広い生活支援活動の推進
多様な生活支援・通いの場づくり、見守り支援、健康づくり支援、情報伝達支援の

推進

- ・新地域支援事業への参画推進
- ・地域の関係者と連携した住民参加型活動への参画（生活支援・助け合い活動）
- ・認知症、孤立死防止・高齢者虐待等の学習・実践と地域関係者との連携

ウ 奉仕活動（ボランティア活動）

- ・「社会奉仕の日」一斉奉仕活動の推進
- ・高齢消費者被害防止に向けた学習・支援体制づくり

③ 高齢者の健康づくり・生活支援活動の推進

現在、国では、誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持って暮らし、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指している。官民が一体となってすすめるこの取り組みにおいて、老人クラブではこれまでの活動の実績を活かし、健康寿命の延伸と地域における支え合い活動のすそ野を広げるため、健康づくり及び生活支援活動に取り組むこととする。

5 制度・政策、高齢者に係る課題等の学習・実践

(1) 老人クラブの組織強化・活動への理解促進と予算の確保

- ① 県老連、市町村老連の各段階における地方自治体、議会、一般市民に対する老人クラブ活動のPR及び予算の確保に向けた取り組みの強化

(2) 社会保障制度等の学習と提言・提案活動

- ① 医療・介護・福祉等の社会保障制度をはじめ、交通安全、消費者被害・特殊詐欺被害、防災・防犯など高齢者に関わる課題への学習、実践活動
- ② 高齢者をめぐる制度・施策に対する提言・提案等

福利厚生・相互扶助等事業

6 会員の安全対策と連帯意識の高揚等

(1) 老人クラブ傷害保険及び賠償責任保険の普及拡大

老人クラブ活動中の事故や会員の日常生活上の事故に備えた「老人クラブ傷害保険及び賠償責任保険」の普及拡大に努める。

(2) 老人クラブ会員章の普及拡大

全国の会員をつなぐ仲間のシンボルである「会員章」の普及による連帯意識の高揚

(3) 指定旅館制度の拡大・利用促進

指定旅館制度の拡大及び利用促進に努めて福利厚生事業の拡充を図る。併せて、県老連事業の推進には自主財源の確保が不可欠であることから、重要な自主財源の一つである指定旅館からの賛助収益の確保を図る。

その他法人の目的を達成するための事業

7 県老連組織の運営等

- ① 社員総会、理事会、委員会・各種会議等の活性化による県老連活動の充実
- ② 公益認定法に基づく公益社団法人としての組織体制の整備
- ③ 県社会福祉協議会等高齢者福祉の増進に資する関係機関・団体との連携